

## 老人保健施設こもれびの里・高浜（指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業所）運営規程

### （事業の目的）

第1条 医療法人碧会が開設する老人保健施設こもれびの里・高浜（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正かつ高次の指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とします。

### （運営方針）

第2条 指定短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### （施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 老人保健施設こもれびの里・高浜
  - (2) 所在地 高浜市論地町三丁目6番地16
- （職員の種類、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりです。

（介護予防分については合算して表記しています。）

- (1) 管理者 1人（常勤兼務、医師と兼務）  
管理者は、事業所の職員とその業務の管理を一元的に行います。
- (2) その他の職員 別に定める老人保健施設こもれびの里・高浜運営規程第4条及び第5条の定員、職種及び職務内容のとおりとし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供します。

### （事業の内容及び利用料）

第5条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は、次のとおりとし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、その指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた1割から3割の額とします。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活の世話
- (2) 機能訓練その他必要な医療
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

### 2 その他の費用

施設は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができます。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とします。

- (1) 滞在費 多床室（33室、空床利用） 530円（1日当たり）  
 従来型個室（4室、空床利用） 1,800円（1日当たり）
- (2) 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額をいただきます。（税込）  
 個室 1,210円（206号・305号） 1,068円（404号・405号）  
 2人室 880円（205号室）
- 3 食費 1,520円（朝食380円、昼食600円、夕食540円）  
 おやつ 110円（1日当たり）
- 4 その他日用品費の費用で利用者に負担いただく額は、実費です。
- 5 前各項の費用は、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただきます。
- 6 事業所は前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとします。

（通常の実施地域）

第6条 通常の事業の実施地域は、高浜市全区域、刈谷市小垣江町、安城市高棚町（芦池・茨池・井池）、碧南市東山町の区域です。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行います。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行います。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（退所）

第8条 利用者等が施設の規律を守らない場合は、退所していただくことがあります。

（非常災害対策）

第9条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行います。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は、職員の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるとともに職務体制を整備します。

- (1) 採用研修 原則採用後1か月以内
- (2) 繙続研修 每月1回、内外講師による研修（学習会）
- 2 職員は、業務上知り得た入所者又はそのご家族等の秘密を厳守します。
- 3 職員であった者に業務上知り得た入所者又はそのご家族等の秘密を厳守させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を厳守するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めます。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、運営委員会で協議し、理事会において定めます。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成20年 7月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成26年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成27年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成27年 8月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成29年 2月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成29年 9月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成30年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成31年 2月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和 元年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和 6年12月1日から実施する。